

電気需給約款

《2024年6月1日以降需給契約開始》

高圧市場連動プラン

高圧市場連動アシストプラン

芝浦電力株式会社

2016年3月1日 実施

2024年6月1日 改訂

I	総則	1
1	適用.....	1
2	定義.....	1
3	単位および端数処理.....	1
4	実施細目等.....	2
5	託送供給約款における需要者に関する規定の遵守.....	2
6	本約款の変更.....	2
II	契約の申込み	2
7	需給契約の申込み.....	2
8	契約の要件.....	3
9	需給契約の成立および契約期間.....	3
10	需要場所.....	3
11	需給契約の単位.....	4
12	供給の開始.....	4
13	供給の単位.....	4
14	電気需給契約書の作成.....	4
III	契約種別および料金	4
15	契約種別.....	4
16	料金.....	4
17	料金改定.....	6
IV	料金の算定及び支払い	6
18	料金の適用開始の時期.....	7
19	検針日.....	7
20	料金の算定期間.....	7
21	使用電力量等の計量.....	7
22	料金の算定.....	7
23	日割計算.....	7
24	料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限.....	8
25	料金その他の支払方法.....	8
26	延滞利息.....	9
27	保証金.....	9
V	使用および供給	10
28	適正契約の保持.....	10
29	契約超過金.....	10
30	力率の保持.....	10
31	需要場所への立ち入りによる業務の実施.....	10

32	電気の使用に伴うお客さまの協力	10
33	供給の停止	11
34	違約金	11
35	供給の中止または使用の制限もしくは中止	12
36	損害賠償の免責	12
37	設備の賠償	12
VI	契約の変更および終了	12
38	需給契約の変更	12
39	名義の変更	13
40	需給契約の廃止	13
41	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	13
42	需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	13
43	消滅等	13
44	需給契約消滅後の債権債務関係	13
VII	工事および工事費の負担金	13
45	供給設備の工事費負担	14
46	計量器等の取付け	14
VIII	保安	14
47	保安の責任	14
48	保安等に対するお客さまの協力	14
IX	反社会的勢力との取引排除	15
49	反社会的勢力との取引排除	15
50	契約の解除	15
51	専属的合意管轄裁判所	15
X	オプション	16
52	目的	16
53	適用等	16
54	環境価値の提供	16
55	手数料（非化石証書調達管理費）	16
56	オプションの申込および成立	16
57	オプションの適用期間	16
58	非化石証書の効力を付与した電気の需要場所	16
59	適用開始	17
60	損害賠償の免責	17
附則	18	
別表	19	

1	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	19
2	容量拠出金相当額	20

I 総則

1 適用

- (1) 当社が特定規模需要に応じて、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）によります。お客さまは、本約款に基づく電気需給契約の締結をもって本約款の個別の条項に承諾したものとします。
- (2) 本約款は次の供給区域に適用いたします。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、および運用する電線路が、自らが維持しおよび運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除きます。

エリア	一般送配電事業者	供給区域
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
関東	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼地域を除く）、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

2 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (3) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

3 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセント（%）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

4 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま
す。
- (2) 本約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま
す。

5 託送供給約款における需要者に関する規定の遵守

当社と需給契約を締結するお客さまは、一般送配電事業者の定める託送供給等約款にお
ける需要者に関する規定を遵守していただきます。

6 本約款の変更

託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款変更が必要
となった場合、または社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合そ
のほか当社が必要と判断した場合、当社は契約期間中であっても本約款を変更するこ
とがあります。この場合、本約款に定めるお客さまとの電気料金その他の供給条件は、変
更後の約款によります。

なお、本約款を変更する際にはお客さまに事前に当社ホームページ等を通じてお知らせ
するものとし、当該お知らせの際に定める効力発生日に効力を生じるものとします。変
更後の約款は当社のホームページに掲載いたします。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、
次の事項を明らかにして当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に
定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、
契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいま
す。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法。

但し、本約款に定める事項と電気需給契約に定める事項とに相違を生じた場合、電気需
給契約の規定を優先して適用するものとします。

また、契約電力は、次によって定めます。なお、イによって契約電力を決定するお客さ
まについては、以下「協議制のお客さま」、ロによって契約を決定するお客さまについ
ては、以下「実量制のお客さま」といいます。

- イ 高压で供給する場合で契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高压で供給す
る場合

(イ) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出てい
ただきます。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用され
たときは、原則として、その 1 ヶ月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分
最大需要電力計の値から自家発補給電力のその 1 ヶ月の最大需要電力を差し引いた
値とその 1 ヶ月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電
力計のうちいずれか大きい値を、その 1 ヶ月の最大需要電力とみなします。

- ロ 高压で供給する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 ヶ月の最大需要電力と前 11 ヶ月間の
最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 ヶ月の期間の各月の
契約電力は、その 1 ヶ月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需

要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本約款により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1ヶ月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1ヶ月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11ヶ月間の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1ヶ月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11ヶ月間の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1ヶ月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力といたします。
 - (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1ヶ月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計から自家発補給電力のその1ヶ月の最大需要電力を差し引いた値とその1ヶ月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1ヶ月の最大需要電力とみなします。
 - ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。
- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送供給等約款における需要者にかかわる事項および系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

9 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上でお客さまから需給契約の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
契約期間は電気需給契約書に記載のとおりとします。
契約期間満了の日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後も同様といたします。なお、双方の合意があれば、契約期間中であっても更新できるものとします。

10 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。
なお、この場合において、構内とは、柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱いといたします。

11 需給契約の単位

当社は1 需要場所について、1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

12 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、供給開始がなされるまで基本料金の50%相当額を負担していただきます。
- (3) 当社の責となる理由により、お客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、当社は実際の供給開始日までの期間、お客さまが一般送配電事業者により供給された電力に支払った金額と当社との契約における金額との差額を負担いたします。
- (4) 天候、用地事情等やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

13 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1 需給契約につき1 供給電気方式1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

14 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。また、当社および当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等が系統運用上必要な事項について、託送約款等に定めるところにより、お客さまと別途申合書を必要に応じて作成いたします

III 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

- (1) 高圧市場連動プラン
- (2) 高圧市場連動アシストプラン

16 料金

- (1) 高圧市場連動プラン

イ 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、供給管理費並びに別表1 (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金及び別表2 によって算定された容量拠出金相当額の合計とし、後述「22 (2)」記載の支払期日までにお支払いいただきます。

- (イ) 基本料金

基本料金は1 ヶ月につき電気需給契約書に定めた料金単価とその1 ヶ月の契約電力により算定されます。なお、契約需要場所において全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

なお、電気事業法の規定に基づき、「各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者」が規定する託送供給等約款（以下、「本託送約款」という。）が変更され、それに伴い託送料金が改定された場合、改定後の託送料金が基本料金単価として適用されます。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、以下のとおりとします。

「30分コマ(※1)ごとの使用電力量(kWh)に「各30分コマに対応するエリアプライス(※2)」を乗じた金額の総額

※1:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指します。

※2:「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の30分コマごとの料金単価を指します。

(ハ) 電力量託送料金

「使用電力量(kWh)に、「電力量託送単価(※3)」を乗じた金額

なお、電気事業法の規定に基づき、本託送約款が変更され、それに伴い託送料金が改定された場合は、改定後の託送料金が「電力量託送単価」として適用されます。

※3:「電力量託送単価」とは、本託送約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指します

(ニ) 供給管理費

供給管理費は以下の算定式によって求められる金額とします。なお、供給管理費単価は、電気需給契約書にて定めます。

(算定式)

「供給管理費＝使用電力量 kWh の合計×供給管理費単価」

(ホ) 非化石証書調達管理費

お客さまの需要に応じ、非化石証書を利用することでCO₂排出量ゼロの価値を付けた電気を供給する場合、後述「X オプション」の規定に従い算定いたします。

ロ 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。なお、契約需給場所において全く電気を使用しない場合の力率は85%とみなします。

(2) 高圧市場連動アシストプラン

イ 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、供給管理費並びに別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金及び別表2によって算定された容量抛出品相当額の合計とし、後述「22(2)」記載の支払期日までにお支払いただきます。

(イ) 基本料金

基本料金は1ヶ月につき電気需給契約書に定めた料金単価とその1ヶ月の契約電力により算定されます。なお、契約需要場所において全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

なお、電気事業法の規定に基づき、「各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者」が規定する託送供給等約款(以下、「本託送約款」という。)が変更され、それに伴い託送料金が改定された場合、改定後の託送料金が基本料金単価として適用されます。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、以下のとおりとします。

「30分コマ(※1)ごとの使用電力量(kWh)に「各30分コマに対応するエリアプライス(※2)」を乗じた金額の総額

※1:「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指します。

※2:「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の30分コマごとの料金単価を指します。

(ハ) 電力量託送料金

「使用電力量(kWh)に、「電力量託送単価(※3)」を乗じた金額

なお、電気事業法の規定に基づき、本託送約款が変更され、それに伴い託送料金が改定された場合は、改定後の託送料金が「電力量託送単価」として適用されます。

※3:「電力量託送単価」とは、本託送約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指します

(ニ) 供給管理費

供給管理費は、特定期間と調整期間で料金単価を区分し、電気需給契約書に定めた料金単価とその1ヶ月の使用電力量により算定されます。

(算定式)

「供給管理費＝使用電力量 kWh の合計×供給管理費単価」

(ホ) 非化石証書調達管理費

お客さまの需要に応じ、非化石証書を利用することでCO₂排出量ゼロの価値を付けた電気を供給する場合、後述「X オプション」の規定に従い算定いたします。

- ロ 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。なお、契約需給場所において全く電気を使用しない場合の力率は85%とみなします。

17 料金改定

当社は、次の各号に定める事由により電気需給契約の基礎となる事情が実質的に変更された場合には、料金を改定することがあります。改定後の料金については、当社は事前に当社のホームページ等を通じてお知らせするものとし、料金の改定は当社が当該お知らせの際に定める効力発生日に効力を生じるものとし、

- (1) 託送供給契約又は託送供給等約款に変更が生じた場合
- (2) 法令・条例・規則等が変更された場合
- (3) 電気事業に関する事業環境又は市場環境が著しく変化した場合（ハイパーインフレーション及び公租公課、発電費、燃料費、卸電力取引市場の取引価格その他の諸費用の高騰を含みますが、これらに限られません。）

IV 料金の算定及び支払い

18 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとしない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

19 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、一般送配電事業者が各月、ごとに行ない、当社は一般送配電事業者から検針結果を受領するものとします。
- (2) 一般送配電事業者のやむをえない事情により、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針が行なわれる場合があります。

20 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める検針期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間等の終期までの期間または最後の検針期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

21 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、(5)の場合を除き、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により30分単位で計量いたします。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、検針日に30分最大需要電力計の数値を確認し行います。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うものといたします。
- (4) 乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、一般送配電事業者が示す協議値を基にお客さまと当社の協議によって定めます。

22 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。
イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまに請求額を通知いたします。
- (3) (1)イの場合の電力量料金については、料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合の電力量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合は料金の変更があった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

23 日割計算

22(料金の算定) (1) イ、ロの場合、基本料金及び別表2に定める容量拠出金相当額に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金及び別表2に定める容量拠出金相当額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに(1)イ

の場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき、変更前の基本料金及び別表2に定める容量拠出金相当額を、変更日以降の供給日数につき、変更後の基本料金及び別表2に定める容量拠出金相当額を適用いたします。

24 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務は検針日に発生いたします。ただし、21(使用電力量等の計量)(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

- (2) お客さまの料金は、次のイからニの場合を除き支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日(以下「支払期日」といいます。)までに支払っていただくこととします。

なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。ただし、電気需給契約書と異なる場合は電気需給契約書の内容を優先するものとします。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行として競売の申立を受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

- (3) (2)イからニまでに該当する場合は、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。

イ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金(既に支払期限を経過している料金を除きます。)については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。

ロ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から7日以内といたします。

- (4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

。

- (5) お客さまが、前項までに定めた支払期限までに支払がされなかった場合には、お客さまは当然に期限の利益を喪失し、期限未到来の債務についても直ちに支払をしなければなりません。

25 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客さまにご負担いただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (6) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

26 延滞利息

お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期日の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。延滞利息は原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

27 保証金

- (1) 当社は、供給の再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヵ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 予想月額料金は、お客さまの過去3ヵ月分の実績等から算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、契約終了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われな

- った場合には、保証金をお客さまの支払料金に充当することがあります。
- (5) 当社は保証金について、利息を付しません。

V 使用および供給

28 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力を超えて電力を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29 契約超過金

- (1) 協議制のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその1ヶ月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1ヶ月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払い期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

30 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率にならないようにしていただきます。

31 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

32 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を設置して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

- ホ その他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客様が発電設備を新たに一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1) に準じて取り扱うとともに、当社は、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料を申し受けます。
 - (3) 電気の供給の実施に伴い、一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保について協力していただきます。
 - (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて、使用電力量の計画書を提出していただきます。

33 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、ハ、ニに該当する場合には、一般送配電事業者から供給停止の予告をする場合があります。
 - イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客様の需要場所内に一般送配電事業者が設置した計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ お客様が料金を支払期限を経過してなお支払われない場合
 - ニ お客様が本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - ハ 31（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ 32（電力の使用に伴うお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ その他お客様が本約款に反した場合
- (3) 当社がお客様に 28（適正契約の保持）に定める適正契約への変更及び適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、当該電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (4) 電気の供給を停止されたお客様については、需給契約は解約となります。なお、この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。

34 違約金

- (1) お客様が 33（供給の停止）(2) ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客様が需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、40（需給契約の廃止）(1) イおよびロに定められた期日以後になされた場合については、違約金として毎月の基本料金の 50% の 3 倍に相当する金額をお客様より申し受けます。

35 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他電気の需給上、または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

36 損害賠償の免責

(1) 当社は 12 (供給の開始) (3) にしたがって、お客さまに対し差額を負担する場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。ただし一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。

(2) 35 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし当社および一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とします。

(3) お客さまが 7 (需給契約の申し込み) (2) による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。

(4) 32 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 43 (消滅等) によって需給契約が消滅した場合、50 (契約の解除) によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) 当社は、電気に関する事故によりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。

37 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者が設置した電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

38 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

39 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

40 需給契約の廃止

- (1) 需給契約の廃止は、需給契約締結日以降、需給開始日から一年未満は原則としてできません。需給開始日から一年以降の廃止については、次のとおりといたします。
 - イ お客さまが契約期間満了日をもって当社との契約の廃止を希望される場合は、満了日の3ヶ月前までに文書によりお申し出いただきます。
 - ロ 9(需給契約の成立および契約期間)(2)ロに基づく更新後、お客さまが契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合(中途解約)は、廃止希望日の3ヶ月前までに廃止期日を定めて文書によりお申し出いただきます。
 - ハ 当社が契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合、中途解約は、廃止希望日の3ヶ月前までにご連絡させていただきます。
- (2) 43(消滅等)または50(契約の解除)によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。

41 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

42 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

43 消滅等

お客さまが40(需給契約の廃止)(1)による通知をされずに、その需給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

44 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によって消滅いたしません。

VII 工事および工事費の負担金

45 供給設備の工事費負担

- (1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者により工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客様よりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。なお原則として工事着手前にお支払いいただきます。
- (2) 工事完成后、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、その費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客様にお支払いいただきます。
- (3) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始にいたらない需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客様より申し受けます。

46 計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送するための通信装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線、配管工事等でとくに多額の費用を要するものについては、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設した設備については、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客様の希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、一般送配電事業者は、実費ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。

VIII 保安

47 保安の責任

計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については一般送配電事業者が、保安の責任を負います。

48 保安等に対するお客様の協力

- (1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者または当社の電気工作物に異常もしくは故障があり、また異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者が設置した計量器等の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客様が一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容

を直ちに当社に通知していただきます。

IX 反社会的勢力との取引排除

49 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものといたします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係者等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係者等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係者等を妨害しないこと。

50 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、需給契約を解除することができるものとし当該解除によりお客さまが被った損害につき、一切責任を負わないものとします。

- (1) お客さまが反社会的勢力であると判明した場合。
- (2) お客さまが、48（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

51 専属的合意管轄裁判所

当社とお客さまとの間で発生した、本契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

X オプション

52 目的

当社が、非化石証書を利用することでCO₂排出量ゼロの価値を付けた電気を、お客さまの需要に応じて供給する際の供給条件および遵守すべき事項を定めることを目的とします。

53 適用等

- (1) 当社と電気需給契約を締結しているお客さまで、本オプションの適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。
- (2) 本オプションに定めのない事項については、電気需給契約が優先して適用されるものとし、電気需給契約と本約款の規定が矛盾抵触する場合は、電気需給契約を優先して適用するものとします。

54 環境価値の提供

当社は本オプションにおける使用電力量について、以下の方法で再生可能エネルギー電気のCO₂排出量ゼロの価値を付けた電気を供給します。

- (1) 下記発電設備に由来する非FIT（再エネ指定）非化石証書を付与した電気。
イ 当社が販売契約を締結した再生可能エネルギー発電設備
ロ 固定価格買取制度（FIT）対象外の再生可能エネルギー発電設備
- (2) FIT電気にFIT非化石証書を組み合わせた電気
- (3) 非FIT再エネ電源やFIT電気以外の電源の電気に、非化石証書を組み合わせた電気
- (4) 本オプションにもとづいて当社が調達した非化石証書の調達実績については、書面にて郵送または電磁的方法により、年に一度、当社から通知をおこないます。

55 手数料（非化石証書調達管理費）

当社が非化石証書を調達するにあたり要する手数料（「非化石証書調達管理費」といいます）は需給契約に記載するものとします。

また、当社が業務上必要であると認める場合には、当社から需要家に対して事前に通知することで、手数料を変更できるものとする。

56 オプションの申込および成立

- (1) お客さまから当社宛てに申し込みを頂き、当社が定める条件に合致した場合には、当社は、電力の需給に関する諸条件をお客さまに提示し、同意いただいたうえで、当社が承諾することによって本オプションが成立するものとします。
- (2) ただし、お客さまと当社の間で需給契約が締結されていない場合、お客さまは本オプションの申し込みを行うことができません。

57 オプションの適用期間

本オプションの適用期間は電気需給契約の期間に準ずるものとします。契約期間満了の日の3ヶ月前までにお客さままたは当社より解約の申し出が無い場合は、本オプションは、適用期間満了後も更に1年間同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

58 非化石証書の効力を付与した電気の需要場所

電気需給契約の「需要場所」に定めるとおりとします。

59 適用開始

本オプションの効力は、本オプション適用の合意が成立した日以降、電気需給契約にもとづき当社からお客さまに対して供給した電気に適用されます。

60 損害賠償の免責

当社は、次の事由により非化石価値取引市場において事前に計画していた入札量に対して、その全部または一部を約定することができなかった場合、お客さまに対して何らの責任を負いません。

- (1) 非化石価値取引規程第30条、第31条に定める事由により、非化石価値取引市場における取引が正常に履行できない場合。
- (2) 当社が、上記のほか、当社の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、非化石価値取引市場において入札した量の全部または一部が約定されない場合。
- (3) お客さまとの電気需給契約が終了した場合。

附則

1 本約款の実施日

本約款は 2016 年 3 月 1 日から実施した約款を改訂したものであり、約款第 6 項に基づき、2024 年 6 月 1 日より適用いたします。

2016 年 3 月 1 日	実施
2017 年 6 月 1 日	改訂
2018 年 10 月 1 日	改訂
2019 年 4 月 1 日	改訂
2020 年 8 月 1 日	改訂
2022 年 2 月 1 日	改訂
2022 年 10 月 1 日	改訂
2023 年 2 月 1 日	改訂
2023 年 4 月 1 日	改訂
2023 年 10 月 1 日	改訂
2024 年 6 月 1 日	改訂

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 ヶ月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は 1 円として、その端数は切り捨てます。

また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イに関わらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 容量拠出金相当額

(1) 容量拠出金相当額単価

容量拠出金相当額単価は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される見込みの容量拠出金をもとに当社が定めるものとし、電気需給契約書に記載の1キロワットあたりの単価とします。なお、容量拠出金相当額単価について変更が生じる場合は、当社は事前に当社ホームページ等を通じてご案内するものとします。

(2) 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、契約電力と容量拠出金相当額単価から次の計算式により算定される金額とします。

(算定式)

「容量拠出金相当額 = 該当する契約電力 kW × 容量拠出金相当額単価」